

手数料表

本所が有料職業紹介事業を行った場合は、次のとおり手数料を申し受けます。

1 受付手数料

求職(取扱職業のうち、芸能家、家政婦(夫)配ぜん人、調理士、モデル、マネキンの場合のみ)の申込みを受理した場合は、受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。

求職の受付 1件につき710円(消費税相当分を含む)を求職者から

ただし、同一の求職者に掛かる求職の申込みの受理が1箇月に3件を超える場合には、3件分を超えて申し受けません。

2 求職者手数料(芸能家及びモデルに限ります)

就職が決定した場合には、求人者から、次の1又は2のいずれかの額の紹介手数料を、対象となる賃金が支払われた日以降に申し受けます。

ただし、同一の雇用主に引き続き6箇月を超えて雇用された場合は、6箇月を超えた雇用については申し受けません。

1 支払われた賃金の10%(+外税)に相当する額(2に該当する場合は2に定めるところにより紹介手数料を申し受けます。)

2 期間の定めのない雇用契約に基づき同一の雇用主に引き続き6箇月を超えて雇用された場合は、当該6箇月間の雇用に掛かる賃金について支払われた賃金額の10%(+外税)に相当する額

届出制手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額
求人を受け付ける時の事務費用	3,000円
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス及び求人と求職者の照会その他紹介のサービスに付随するサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の100%
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の100%

(注1)紹介手数料が求職者の賃金の50/100(同一事業主が継続雇用した場合1年間の賃金額を算定基礎)を超える場合は、100/100を限度とする。

(注2)上記手数料に消費税は含まれておりません。別途加算となります。